

Title	憲法の概念
Sub Title	La notion de constitution
Author	Brunet, Pierre(Brunet, Pierre) 石川, 裕一郎(Ishikawa, Yuichiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.20 (2011. 8) ,p.279- 292
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	翻訳
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110825-0279

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

憲法の概念

ピエール・ブリュネ
石川 裕一郎／訳

1. 価値秩序としての憲法という概念
2. 装置としての憲法という概念
3. 規範としての憲法という概念
4. 憲法と憲法制定権力
5. 憲法解釈

「憲法」という語は、長い間、神聖かつ少々曖昧と考えられるテキストを想起させ、敬意を込められつつもその内容について正確な観念をとまわずに語られてきた。もっとも、それは重要なことではなかった。というのも、国家の憲法というものは、一枚の紙に書き付けられた数か条の中に完全に収まるものでは絶対がない、ということが広く認められてきたからである。今日では、このような考え方はまったく時代遅れになったように思われる。なぜならば、まず目に付くのは、憲法という語がいまや単なるテキストではなく、法的効力を有し、裁判官が我がものとし、立法者と適法に対峙するテキストを指す際の力強さだからである。憲法の内容は、本質的に政治的であったが、ほぼ完全に法的なものとなったのである。かつては、そして部分的には今なおそうであるように、憲法は社会秩序あるいは価値秩序であったのだが、今日ではある種の法規範（あるいは規範の総体）を指し、広く根本的なものとみなされ、多くの人にとっては自由保障、さらにはデモクラシーの条件と考えられている。いまや提起されている理論的かつ実践的な問題は、その適用であり、したがってその解釈でもあるのである。

1. 価値秩序としての憲法という概念

この語を、誰もが規範定立的かつ拘束力を有すると考えるある文書に必然的に帰着させるような現在の用法に委ねる試みは、確かに広くみられる。とはいえ、常にそうであったわけではないし、いくつかの憲法典が起草され始めた時代においてはなおのことである。換言すれば、憲法という概念は、長い間、社会秩序という観念と根本的法規範という観念の間で展開してきたのである（Comanducci）。

統治という面への「憲法」という語の適用には、大きく異なる二つの起源が考えられる。

その一つは、自然主義的アナロジーに由来するものであり、古代にもルネサンス期以降にもみられるものである。「自然＝性質（nature）」という語の同義語として用いられた「憲法」という語は、ある社会固有の道徳的気質を指した。たとえば、「ある絶対君主制の性質と憲法」が語られ、「イングランド人民の自然憲法」が語られることによって、北方的な憂鬱な気質と南方の人々の激情的な気質がイングランドで邂逅すると説明された。

もう一つは、複数形で用いられる「憲法」という法律用語が17世紀中葉に広まることに対応する。この用法は、「constitutio」が（世俗法における）皇帝の命令、あるいは（教会法における）法令を示すために用いられていた、ローマ時代に存在していた用法を想起させる。中世イングランド法において、さらには近代初頭においても、この用語は、慣習法と対をなす特定の成文規範を示すために用いられた（Stourzh）。

法学と政治学の用語において、「憲法」という語はまず秩序という観念と結びつき、様々な社会現象の複雑な総体を指している。この秩序自体は、常に同じように理解されるわけではない。というのも、それは、ときには価値の総体として、ときには事実の総体として理解されるからである。実際のところ、この両義性はそれ自体、あるものとあるべきもの、事実と価値の区別——あるいは少なくともその明晰な概念化——の誕生に由来する。このことはおそらく、

多くの論者が、憲法は既存の社会的現実を反映しなければならないという観念に依然として執着していたことを説明している。たとえそれが人工的な構築物であっても、憲法の本質は、いずれにせよ人間の本性に属する社会の根本構造の創出に存するのである。

以上のことを通して、パーク、ド＝メストル、ヘーゲルのような様々な論者が用い、今日のそれと名称しか共通点がない憲法概念を理解することができる。

その著『フランス革命に関する省察』（1790年）においてパークは、イギリス憲法を絶えず称揚している。なぜならば、それは数人の熱狂的な人物の決定には何ら負うものではなく、自然のモデルに委ねられる人民の知恵を表明しているからである。

「われわれは、自然のモデルに基づいて作用する立憲政治によって、われわれの財産と生命を受け継ぎ、所持し、引き渡すのと同じやり方で、われわれの政体と特権を受け継ぎ、所持し、引き渡す。（……）このように、われわれの政治制度は、世界秩序との正しい対応と均衡の中に位置する（……）。われわれは、この遺産の原理を採用することにより、血族関係のイメージをわれわれの政体に与えた。すなわち、われわれはその家庭の中に我々の憲法と基本法を導き入れ、真の家族的紐帯を憲法と結びつけたのである（……）」。

その著『フランスに関する省察』（1797年）においてジョゼフ・ド＝メストルも同様に、人間の創造からは生じえない「自然の秩序」としての憲法を提示している。

「いかなる憲法も、討議から生じることはない。なぜならば、人民の諸権利は決して成文化されることはなく、少なくとも憲法文書あるいは成文基本法は、以前の権利を宣言する証書でしかありえず、存在するがゆえに存在する場合を除けば、他のことは語りえないからである（……）」。

彼らは、規範定立的諸制度の究極の基盤の存在を前提とし、国家（*cit *）の自然性という古典古代の図式を採用するという点において、アリストテレスのとも呼ぶべき考え方の後継者である。国家は家庭的および家族的生活の延長と考えられるが、家庭的および家族的生活は始原的かつ自然的社会として、歴史的に決定された個別具体的な形式として把握される。国家は、孤立した諸個人の結合ではなく複数の家族の合同とみなされ、それゆえ、その存在を確保するために人為的な契約は何ら必要としない（Bobbio）。ある種の全体性の秩序または組織としての憲法というこの考え方に同意する哲学者たちは、諸制度と人間の本性の間の必然的な連続性と調和を強調しようとしたのである。

しかしながら、憲法は秩序であるという観念は、反革命の論者のみに固有のものというわけではない。『ドイツ憲法』（1807年）に当てられたその初期の著作において、ヘーゲルは、ドイツの諸邦は各々法的な意味における憲法（*Konstitution*）を有しているがゆえにまさしく国家ではあるが、政治的統一性を有さず、互いに私法モデルに基づく純粋に法的な諸個人の関係に留まっているがゆえに国制＝憲法（*Verfassung*）は持たない、と述べている。彼は、市民の諸権利保護に資する憲法という、彼が理解したところのフランスの革命家たちの考え方を批判している。彼によれば、諸個人の利益を満すことをその究極の目的とする国家は、必然的に、市民から、その固有の利益のための単なる道具と理解され、私的な諸団体の寄せ集めに分解する危険性を秘めている（Fioravanti）。ドイツの諸邦が有する慣習的法律と実践の総体と彼がみなすものに対し、彼は、国家的な側面に属する根本的な全体性、特殊利益を超越するとみなされる内在的価値を備えた秩序の組織に関わる国制＝憲法（*Verfassung*）を対置する（Bobbio）。ドイツの状況と革命期フランスの状況を比較することによって、彼は、フランスは——政治的統一体であるという意味においては——国家を有し、大革命以来法的憲法を採求し続けているのに対し、ドイツの諸邦は法的憲法を有するがドイツは一つの国家ではない、と認めているのである。

この概念は、ヘーゲルとともに消滅することはなかった。それはカール・シ

ユミットが「憲法の積極的概念」(『憲法論』)について語る際にも見出される。確かに彼は、憲法を「政治的統一体の性質と形態についての全体的決定」と定義するが、行動と行動の結果の両方を示しうる「決定」という語の両義性を利用している。ところで、ここでの「決定」はきわめて広く後づけ的な解釈に由来し、事前のあらゆる法的形式から逃れている。すなわち、憲法とは結果であり、行為そのものではない。なぜならば、憲法は、その経験的起源を見出し難い、始原的な史実と類似するからである。

憲法に関する以上のような考え方はきわめて多様だが、価値論的には共通の前提を共有している。すなわち、この憲法(あるいは構成されたこの人間的全体性)が掲げる秩序は客観的価値の反映そのものであり、同時に社会的、政治的、かつ法的な諸規範の基盤として理解されるのである。

2. 装置としての憲法という概念

以上のような、価値秩序としての憲法という考え方に対し、憲法は純粋な装置、政治世界に固有であり、自然界における自然法則をモデルとする自然法律の総体に類似するというもう一つの考え方を対置することができよう。ここでは、その典型としてモンテスキューを取り上げる必要がある。モンテスキューについては、エルンスト・カッシーラーが、彼が(ペインあるいはマディソンと同様に)ニュートン物理学に負っているものと、その「法律」(『法の精神』1編3章)の概念が表すものすべてを見事に示している。

各人の自由を保障する手段を考察する際に、モンテスキューは、依拠し易い世界の秩序を援用することはない。彼もやはり、立法者に対して正しい法律を制定するように要求したり、執行権に対してその遵守を義務づけるような憲法を想定しないのである。しかし、彼においては、法律という概念は事実の観察から導き出される「事物の本性に由来する必然的關係」として考えられることと同様に、憲法も諸現象の内在的關係に存する。この諸現象とは、ここでは三つの政体(共和制、君主制、専制制)である。そのおのおのは一定の性質

（「その固有の構造」と原理（「それを動かす人間の情念」、『法の精神』3編1章）を有する。ある政体の性質と原理さえ同定されれば、そこから派生する法律を知ることができる。その諸関係は必然的であるがゆえに、逆に、ある法律からそれを生んだ政体に遡ることもできる。モンテスキューがイギリス憲法についてたどる思考過程がまさにそれである（『法の精神』11編5-6章）。たとえば、その憲法がよくできていれば、自由をその目的とする憲法は必然的に政治的自由を生み出す。その自由は、厳密に言えば不可侵である。その機械論的な暗喩は、時おりモンテスキューにおいても明白である。

「穏健な政体を形成するには、諸権力を組み合わせ、調整し、緩和し、活動させなければならない。いわば、一方におもりをつけて他方に抗する状態にするのである。これは、偶然に作られることは滅多になく、そして賢慮に任せても滅多に作られない、立法の傑作である」（『法の精神』5編14章）。

このように考えられた秩序は単なる事実、諸権力の関係が安定しているとされる状態に過ぎず、その関係自体は社会の構造を反映しているとみなされる。確かに、モンテスキュー——そして、以上のような装置としての憲法という考え方——に、マックス・ヴェーバーによって着想された政治社会学研究が発展させることになる憲法の考え方の萌芽を見出すのはいささか時代錯誤であろう。なぜならば、モンテスキューがイギリスのこの憲法について描写する際のその規範定立を目指す意図は否定できないからである。

しかしながら、この考え方は、それを基礎づける価値論的な前提を捨象すれば、規範ではなく事実として理解される憲法の諸規定の分析に対する認識論的モデルとしての役割を果たしうる。たとえば、1789年の人と市民の権利宣言16条（「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないあらゆる社会は、憲法を持たない」）は、憲法のあるべき姿に関する——少なくとも漠然とした——命令としてではなく、「憲法」という語の定義そのものに関わる分析的命題として解釈され、何人も諸権力を一手に掌握することはできず、その自然的諸権利

を奪われることもないという社会秩序以外の何物も示してはいない (Troper)。

3. 規範としての憲法という概念

それゆえ、憲法という語は常に規範を指すわけではない。しかし、成文憲法の発展と近代国家登場の影響の下、今日では憲法は規範であるという観念が明白さをともなって現れた。しかしながら、この一つの観念からは、二つの異なったモデルが生じる。一つは記述的であり、もう一つは価値論的である。

規範としての憲法という記述モデルは、理念的に言えばハンス・ケルゼンを典型とする実証主義的法学者によって提示されたモデルであろう。彼においては、「憲法」という語は一般的法規範、とりわけ法制度の創造を組織する諸規範を指す。

「憲法という概念は、様々な変容を被りつつも、その永続的な核心部分を保持してきた。それは、国家秩序全体と、その秩序によって構成される共同体の本質を決定する最高原理という観念である。どのように憲法を定義するのであれ、それは常に国家の基礎であり (……)、国家機関の活動が実現されるための法律と一般的規範の策定を規制する規範である」。これらの規範または「憲法的法律」は、「実質的憲法」と呼ばれるものを構成する。実質的憲法は、成文憲法あるいは「形式的憲法」とも呼ばれる慣習または形式的な成文法律の結果であることもある。したがって、その表明は憲法と呼ばれる文書、すなわちいかなる内容も受容可能で、その機能は「実質的憲法と呼ばれ、国家の法秩序総体の実証的基盤である諸規範を安定させる」ことにある形式を指す (Kelsen)。

単なる管轄権限の配分には留まりえない、憲法それ自体に価値があるとするもう一つのモデルとは区別される、このような憲法概念の価値中立性を強調する必要がある (Dogliani)。

もう一つの「憲法それ自体に価値があるとする」考え方によれば、憲法は、

多くの近代憲法典がそのカタログをなしている諸個人の「基本権」の条件たる正当な諸原則の総体をその内容とすることからこの価値を引き出ししている。このカタログは、さらに異なる二つの分析の対象たりうる。一つは記述的な分析であり、そこに、その成功を多くの要素に依存する、限定された内容を備えた法律の採択を予測する試みを見出す。もう一つは命令的な分析であり、憲法の価値論的な考え方と合憲性審査を正当化する議論をそこから引き出す。このような考え方は、「立憲主義」と呼ばれてきた、そして今日では法治国家または立憲国家という名を冠するものの形式化に過ぎない（Häberle）。実際、憲法が法秩序の頂点に位置する諸原則の総体として定義される以上、憲法には法秩序全体に広げるべきとみなされる限定された内容を割り当てられる。あらゆる法律はその実践と理解され、規範を創出するあらゆる機関はそれに従うことが前提とされる。すなわち、憲法は統治者の行動に対する形式的かつ実質的な制限なのである。結局、憲法に含まれる諸原則はデモクラシーを保障するがゆえ、憲法を欠くデモクラシーも、デモクラシーを欠く憲法も語ることはできない。おそらくこれこそが、ジェファソン、ペイン、あるいはマディソンのアメリカ立憲主義の偉大なる進歩の一つであり、それはマーシャル判事が連邦最高裁判所における主張の際に説明したことである。「確かに、成文憲法を制定した者はすべて、それを国家の根本かつ最高の法律を構成するものとみなすがゆえ、その統治理論は、憲法に反する立法行為は無効であるということ不得以任何にならない」（Marbury vs. Madison, 1803年）。

このように、もはや憲法の役割は（ケルゼンが主張していたように）法制度をそこに限定することではなく、法と道徳の紐帯を確立することにある。すなわち、憲法は、法制度を道徳面での配慮に開くが、それは、憲法上の諸原則は法によって承認された道徳上の諸原則であるからである。ここから、——時には拙速気味ではあるが——あらゆる法的正当化は道徳上の諸原則に依拠するとの結論が導かれ、結局のところ、法的推論は道徳的推論の一分枝にすぎないということに帰着する（Nino）。

さしあたり憲法という概念を規範として認識するならば、二つの問題が提起

される。すなわち、憲法規範の基盤に関わる問題と、その解釈に関わる問題である。

4. 憲法と憲法制定権力

憲法を一つの規範とするならば、その起源は何であり、そして、憲法を作成した機関はなにゆえにそれを他の機関に課することができるのだろうか。この問いは慎重さを要するものであり、様々な応答を引き起こしてきたし、いまなお引き起こしている。

それらの多くは自然法的な発想に基づく。それらは、同時に憲法の基盤たりうるその起源の同定を目的とする。それゆえ、それらは、憲法典に先立つ始原的憲法制定権力——バリエーションに応じて、国民、人民、実力——が存在するという、そして憲法制定権力の存在自体が憲法典を基礎づけるという二つの見解に存する。これらのテーゼ自体は、歴史的事実と法規範の、ときには意図的な混同に由来する。

反対に、実証主義的発想に基づく応答は、自分の髪を引っ張って底なし沼から脱出したほら男爵のように、既存の法自体によって憲法をつくる権力を有する始原的憲法制定権力という仮説の解消を企図する。その最もラジカルな応答は、憲法制定権力という資格に実定憲法の改正権しか認めないというものである。その外見同様に逆説的な「憲法制定権力 (pouvoir constituant)」は、それゆえすでに構成された権力 (pouvoir constitué)、すなわち憲法によって創設され憲法によって行使される権力なのである。それゆえ、カレ＝ド＝マルベールは「憲法は常に現行憲法典を前提とする」ことと、「憲法は、国家を構成することを目的とする法ではなく、既に構成され正規の機関を備えた国家にしか存在しない法を意味しなければならない」ことを説くことになる。

以上のような説は、あまり適切な命名ではなく論争誘発的だが、ハンス・ケルゼンによって提示された「根本規範」という概念を想起させずにはいられない。実際、憲法が法制度を画定する上位規範として考えられる以上、その法的

効力をめぐって問題が生じる。自然法理論を放棄したケルゼンは、この効力は仮定でしかありえないと説明する。

というのも、確かに、いかなる実定規範も憲法典への従属を命じてはいないが、法律家たちは、憲法への従属を命じる「根本規範」という仮説を立てるがゆえに、その従属を法的に義務づけられたものと位置づけるからである。

最後に、大きな問題は、憲法典は改正権に対して特別な形式を義務づけているか否かである。ここでは、軟性憲法と硬性憲法が対置される。もちろん、憲法の硬性あるいは軟性というのは、程度問題である。しかし、憲法裁判所が存在する場合、それが憲法典改正に関する法律を審査するための権限を有するならば、憲法の硬性は最高度である。法規範に対するこの審査を正当化するために、憲法裁判官は諸憲法規範間の価値のヒエラルキーを想定することを義務づけられ、さらには超憲法的規範または原則を發明する。逆説的なのは、実定憲法を保護し、たとえばこの憲法典において表明された人々の最初の意思を保持するという名目において、彼ら自身が超憲法的とまでは言わずとも憲法制定権力に転化し、結局のところ人民主権を凍結することである。

5. 憲法解釈

憲法概念が提起するもう一つの難問は、憲法解釈に関する問題である。

最も普及した考え方の一つは、憲法解釈は特殊な解釈技術を要するというものである。憲法解釈に対するこのような考え方の一般化を説明しうる諸要素のうち、（その審査が、北アメリカモデルに基づいてあらゆる第一審裁判所、ついで終審としての最高裁判所によって行使される——拡散した審査——ものであれ、あるいは、1920年にオーストリアの憲法裁判所についてケルゼンによって提案されたモデルに基づいてこの問題につき特別に任命される裁判所によって行使される——集権化された審査——ものであれ）議会制定法の合憲性審査をその任務とする憲法裁判所の発展は小さくない。

このテーゼは三つの立論に依拠する。一つは、憲法は単なる規範ではなく、

諸個人が一定の権利を有するための原則をも含む。諸規範とは反対に、この諸原則は単なる文理適用を許すものではなく、解釈されなければならない、それゆえ特別な方法に訴えることを前提とする。二番目は、憲法的諸原則の間の二律背反は古典的な（ヒエラルキー、時間、実質性による）基準によっては解決されない。実際のところ、これらの原則は当然に同一の階層に位置し、相互に同時であり、法的射程も同一である。すなわち、これらはある種の比較衡量の対象となるのである。最後に、憲法裁判官は、立法者と通常裁判官の間に位置するように思われる。彼は、立法者がそうであるように自由だが、この自由は、通常裁判官には無縁の賢慮に満ちた要請によって枠づけられている。なぜならば、憲法裁判官は、あらゆる規範に適用される包摂モデルに従わなければならないからである（Dworkin, Zagrebelsky）。

これらの立論はいずれも、深い考察に耐えうるものではない。

まず、ある法文の文理解釈は、法的には他の解釈ではなくある解釈に有利な立論のことであり、その性質上、あるいは明白性ゆえに必要とされるであろう解釈形式のことではない。ここに、決定へと向けられた作業たる法解釈と、認識を目的とする他のあらゆる形式の解釈の大きな違いがある。

次に、あらゆる裁判官は、諸原則の比較衡量を行うようになっている。換言すれば、この推論形式は憲法裁判官固有というわけではまったくない。裁判官は、何らかの決定の均衡を統制しようとする際、この決定を追求する目的と付き合わせ、その目的自体に即して決定が適切かどうか自問しなければならない。このことは、原則とされる一般的規範の必然的な衡量に帰結する。しかし、現代の議会制定法はきわめて多く、それを適用する裁判官は、その法文そのものによって原則とされる一般的規範自体の比較衡量を行わざるをえない。さらに、裁判所の行為自体の現代的正当化、すなわち諸個人の基本権保護は、裁判官に、諸個人を対象とする決定の均衡に対する統制を義務づける。これらの条件下では、包摂モデルの排他性は、いわば神話にすぎない。というのも、あらゆる裁判官は、事例に応じて、賢慮に満ちた要求に従わなければならないからである。

最後に、こういった憲法裁判官像は、それ自身が原則的願望にすぎない、究極的法的および倫理的規範として憲法を理解する憲法絶対主義的な考え方に由来する。さらに、現代の諸国家の国内法秩序構造を考えると、憲法裁判官が諸規範のヒエラルキーの頂点に位置すると考えることは困難となる。つまり、それは形式面では正しいが、実体面ではもはや正しくないということである。

おそらく、憲法に対するこのような絶対主義的な考え方は、近代社会が経験し、創造主の姿が遠ざかるにつれて神性を再創造するように社会を導いた世俗化の過程の最後の化身なのである。

【参考文献】

- N. BOBBIO, *Lezioni sulle forme di governo*, Turin, Giappichelli, 1976.
- P. BASTID, *L'idée de constitution*, Paris, Economica, 1985.
- G. BURDEAU, *Traité de science politique*, t. IV: Le statut du pouvoir, Paris, LGDJ, 3^e éd., 1983.
- E. BURKE, *Réflexions sur la Révolution de France* (1790), trad. frçse P. Andler, Préf. Ph. Raynaud, Hachette, coll. Pluriel, 1989. (エドモンド・バーク (著) / 半澤孝磨 (訳) 『フランス革命の省察』みすず書房、1997年)
- R. CARRÉ DE MALBERG, *Contribution à la théorie générale de l'État*, Paris, éd. Sirey, 1920-1922, réimpression C.N.R.S., Paris, 1962, 2 vol., rééd. Dalloz, Paris 2004, Préf. E. Maulin.
- P. COMANDUCCI, « Ordre ou norme ? Quelques idées de constitution au XVIII^e », in M. TROPER et L. JAUME (dir.), *1789 et l'invention de la constitution*, Bruxelles, Bruylant; Paris, LGDJ, 1994, p. 23-43.
- M. DOGLIANI, *Introduzione al diritto costituzionale*, Bologne, Il Mulino, 1994.
- R. DWORKIN, *Prendre les droits au sérieux*, trad. frçse M.-J. Rossignol et F. Limare; révisée et présentée par Françoise Michaut; préf. de Pierre Bouretz, Paris, PUF, 1995. (ロナルド・ドゥウオーキン (著) / 木下毅・野坂泰司・小林公 (訳) 『権利論 [増補版]』木鐸社、2003年)
- M. FIORAVANTI, *Costituzione*, Bologne, Il Mulino, 1999.
- D. GRIMM & H. MONHAUPT, *Verfassung. Zur Geschichte des Begriffs von Antike bis zur Gegenwart*, Berlin, Duncker & Humblot, 1995.
- P. HÄBERLE, *L'État constitutionnel*, trad. frçse M. Roffi, révisée et éd. par Constance Grewe, Aix-en-Provence, PUAM; Paris, Economica, 2004.

- H. KELSEN, *La garantie juridictionnelle de la Constitution (La justice constitutionnelle)*, Paris, Giard, 1928.
- H. KELSEN, *Théorie pure du droit*, trad. fçse Ch. Eisenmann, Paris Dalloz, 1962, rééd. Bruxelles, Bruylant; Paris, LGDJ, 1994. (ハンス・ケルゼン (著)／横田喜三郎 (訳)『純粹法学』岩波書店、1973年)
- Cl. KLEIN, *Théorie et pratique du pouvoir constituant*, Paris, PUF, 1996.
- G. MADDOX, « Constitution », in T. Ball, J. Farr & R. L. Hanson, *Political innovation and conceptual change*, Cambridge UP, 1989, p. 50-67.
- Ch. H. MCLLWAIN, *Constitutionalism ancient and modern*, Ithaca, N.Y., Cornell University Press, 1940, 2^e éd. 1947.
- C. MORTATI, *La costituzione in senso materiale*, réimp., préface de G. Zagrebelsky, Milan, Giuffrè, 1998.
- C. S. NINO, *Fundamentos de derecho constitucional. Análisis filosófico, jurídico y politológico e practica constitucional*, BA, Astrea, 1992, 2^e éd. 2002.
- C. SCHMITT, *Théorie de la Constitution*, trad. fçse L. Deroche, préf. O. Beaud, Paris, PUF, 1993. (カール・シュミット (著)／阿部照哉・村上義弘 (訳)『憲法論』みすず書房、1974年)
- G. STOURZH, « Constitution. Évolution des significations du terme depuis le début du XVII^e siècle jusqu'à la fin du XVIII^e siècle », *Droits. Revue française de théorie juridique*, 1999, n° 29, p. 157-175.
- M. TROPER, *Pour une théorie juridique de l'État*, Paris, PUF, 1994.
- G. ZAGREBELSKY, *Le droit en douceur*, trad. fçse M. Leroy, Aix-en-Provence, Presses universitaires d'Aix-Marseille ; Paris, Economica, 2000.

〔訳者補記〕

本稿は、長谷川憲・工学院大学教授の招聘により2009年1月25日より2月3日まで滞日された、パリ第10大学（現在の正式名称はパリ＝ウエスト＝ナンテール＝ラ＝デファンス大学）教授・ピエール・ブリュネ (Pierre BRUNET) 氏が、同1月28日に慶應義塾大学三田キャンパスにて行った講演会の原稿（“La notion de constitution”）の日本語訳である。

訳出に当たり、原註を補う訳註を付すことも検討したが、それによってかえって読みにくくなるばかりか、原著者の意図を歪める恐れがあることなどを考慮して見送った。なお、ブリュネ氏の論考の日本語での紹介としては、「ピエール＝ブリュネ 憲法裁判官は裁判官か？：憲法解釈の特性の批判的検証」（原題は“Le juge constitutionnel est-il un juge comme les autres ? : Un examen critique de la spécificité de l'interprétation constitutionnelle”. 村田尚紀 (訳)『関西大学法学論集』59巻1号、71-86頁、2009年）が存在する。関心のある向きにはそちらも御参照願いたい。

翻訳（ブリュネ/石川）

ここで、同氏について簡単に紹介しておく。同氏は1969年パリで生まれ、パリ第10大学にてミシェル・トロペール（Michel TROPER）教授の指導の下、1997年に博士論文『国民（ナシオン）のために欲するということ：国家理論における代表の概念（*Vouloir pour la nation, le concept de représentation dans la théorie de l'État*）』で学位取得、2000年には公法学の教授資格を取得された。同年ルーアン大学教授に就任、2004年からはパリ第10大学教授に就任され、法理論、憲法、行政法等を教授される傍ら、同大の法理論センター所長も務められている。その研究領域は、憲法を中心とした法の一般理論と公法学である。

本訳出にあたっては、筆者の非才ゆえに数多くの質問をぶつけたにもかかわらず、ブリュネ氏には懇切丁寧に御教示を頂いた。あわせて、山元一・慶應義塾大学法務研究科教授には、本稿の『慶應法学』掲載を強く勧めて頂いた。記して謝意を表したい。